

一般廃棄物収集運搬業許可証

大阪市指令 環境事第 142 号
令和 2 年 4 月 1 日

住 所

大阪市鶴見区茨田大宮二丁目 9 番 30-410 号

〔法人にあっては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名

株式会社近畿環境開発
代表取締役 上中 富子

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

大阪市長 松井 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証します。

許 可 番 号	第 0 3 0 0 1 9 号
許 可 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令 和 4 年 3 月 3 1 日
事 業 の 範 囲	一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬
区 域	大 阪 市 内 全 域
許可の条件	裏 面 の と お り